

整理番号 05

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;">05年 07月 25日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">384240</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">8月25日、9月25日 事務所家賃 8月分、9月分、10月分 駐車場代 1台分 8月分、9月分、10月分 政務活動に使用する割合が 80% 以上であるため</p>
------------	--

領収書等貼付欄

$$155100 + 5000 = 160100$$

$$160100 \times 0.8 = 128080$$

$$128080 \times 3ヶ月 = 384240$$

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

付しないこと。
 スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。

駐車場代 5000 x 4台 = 20000
 内 1台 = 5000
 5000 x 0.8 = 4000

領収書発行金庫 XXXXXXXXXX 支店 名義人 内沼博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

65 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

13	05-7-25	送金	155,100	マイクアタ-カ	
14					
15	05-7-25	送金	20,000	トラマカ カリク	
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					



普通預金

5

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
1					
2					
3	05-8-25	送金	155,100	マイクアタ-カ	
4					
5	05-8-25	送金	20,000	トラマカ カリク	
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

13	05-9-25	送金	155,100	マイクアタ-カ	
14					
15	05-9-25	送金	20,000	トラマカ カリク	
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. [REDACTED]	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[REDACTED]	口座	[REDACTED]		
	[REDACTED]	名義	[REDACTED]		
カー、名称		色		登録番号	

第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料は乙の負担とする。

第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

指定車両以外の車を置いてはならない。

第3条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

第4条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。

第5条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第6条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。

第7条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。

第8条 但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であつても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第11条 今後、本契約期間中に消費税の改定があつた場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算される。

第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠つた場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲)

住所

氏名

仲介者

所在地

(甲)代理人

商号

電話

借主(乙)

住所

氏名

電話番号

ご自宅

お勤め先

(社名)

重要事項再確認

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 64

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年 7月 26日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

<p>使 途</p>	<p>政務活動事務所賃料(8月分) 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56702	05-07-26	11:59	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		おつり	
お取引現金内訳		印紙税	認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

チハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 260001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

(振込手数料)

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

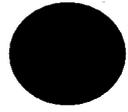
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 126

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p style="text-align: center;">支出年月日</p>	<p style="text-align: center;">5年7月26日、8月28日、9月26日</p>				
<p style="text-align: center;">支出額</p>	<p>月額58,320円×3ヵ月=174,960円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">39968</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968)</p>	百万	千	1	39968
百万	千				
1	39968				
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p>事務所賃借料 7月~9月 支払1分</p>				
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">株式会社 渡辺住研</p>				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 印

住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	荻原コーポ	3DK	102号室	
	構造	木造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間	2022年8月1日		～	2024年7月31日	
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円
敷金	円		礼金	円	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※		円
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]				
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研				
乙 (賃借人)	契約時 住所	〒 [Redacted]			
	ふりがな	[Redacted]	生年月日	1974年	6月25日
	氏名	渡辺 大		TEL	携帯
		090-4241-4311		[Redacted]	
	メールアドレス	[Redacted]			
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による				
入居者情報					
緊急連絡先 (身元引受人)					
丙 連帯保証人	〒	[Redacted]	続柄	[Redacted]	[Redacted]
	住所	[Redacted]			
	ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]	[Redacted]
	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]	[Redacted]
	勤務先	[Redacted]	住所	[Redacted]	
	TEL	[Redacted]	[Redacted]		
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]			
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当			[Redacted]
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階	[Redacted]			
	TEL 049-253-3636 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	[Redacted]			
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店	TEL 049-255-1010	宅建建物 取引士	[Redacted]	
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK				
(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、					
甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。					
締結日 2022年7月26日					
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。					

※太枠にご記入下さい

賃貸人(甲)と借借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

13条(賃料、共益費等)

1. 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとします。支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
2. 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
3. 乙の賃料等の支払は前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

4. 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
5. 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
6. 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
7. 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

15条(経路費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

16条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

17条(連帯保証人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
2. 連帯保証人(以下「丙」とします)は契約時賃料の12か月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
3. 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
4. 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
5. 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
6. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
7. 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
8. 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
9. 丙が、甲に対し、身分証明書を示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - (1) 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - (2) 乙が甲への届け出をせずに所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

19条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. **乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。**
2. **緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、**

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
4. 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
5. 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
6. 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
7. 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
8. 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

110条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

111条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

112条(善管注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

113条(禁止・制限・遵守事項)

1. 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
2. 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2) 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3) 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4) 大音量・高音を発生してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6) 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7) 鍵、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8) 本貸室を売薬、覚醒剤等の場所に提供する行為。
 - (9) 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10) 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

整理番号

127

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年7月26日、8月28日、9月26日												
支出額	<p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円</p> <table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 22,500×0.8=18,000)</p>	百万	千							1	8	0	0
百万	千												
		1	8	0	0								
使 途	事務所駐車場 賃借料 7月~9月 支払分												
支 出 先	株式会社 渡辺住研												

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



印

127-2

駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P萩原コーポ [REDACTED] 番		
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座	[REDACTED]		

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)	[REDACTED]		
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒		
	フリガナ 〒 [REDACTED]	生年月日	1974年 6月 25日
	氏名	渡辺 大	TEL 携帯 090-4241-4311
	メールアドレス	[REDACTED]	
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研 富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	[REDACTED]	営業担当 [REDACTED]
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010	宅地建物取引士
<p>(特約事項) 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。</p>			締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

127-3

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算にては行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社)
通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
(賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車をする事は出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 - 火気の取扱等をしてないこと。
 - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
この場合甲、乙共に異議申立てしない。
なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(株)渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 - 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとする。
 - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 - 雪掻きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 - 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45~17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号			56
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日	5年 7月 27日	支出額	百万 千 円 61200
-------	-----------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所・駐車場・賃借料 令和5年8月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$
-----	----------------------------	---

領収書等貼付欄	逢澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団 * $69,100 - 1,100 = 68,000$ ↳ (自己負担分: タイペイビシ7711費)
---------	---

摘要	お支払金額	お預り金額
05-07-27 家賃	*69,100	家賃等

支出元 5.7.27 カ) タイペイビシ

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

貸貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの
2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を貸貸人に、更新事務手数料を貸貸人指定の者に
支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	0 円
					62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における貸貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途貸貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

貸貸人 住所 []
氏名 []

貸貸人 住所 []
氏名 []

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with details.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円).

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 5 columns: Item (敷金), ①原契約終了時の残存金額, ②更新時の返還金額, ③更新時の追加交付金額, ④更新時の合計預り金額.

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。
2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税（地方消費税含み本書において「消費税等」といいます）が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年 5月 12日

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted]
氏名 [redacted] 続柄 [redacted]
自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted]
勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]

Table with 4 columns: Item (車種, メーカー名), Value (軽自動車・小型自動車・普通自動車, ホンダ), Item (登録番号, 車名), Value ([redacted], ステップワゴン), Item (色), Value (白)

Table with 2 columns: Item (名称), Value (加藤コーポラス), Item (部屋番号), Value (101)

株式会社オリコフォレントインシュア

株式会社タイセイ・ハウジー
埼玉県川口市栄町3-8

川口営業所
048-498-6161

整理番号			25
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちゅうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 8月 30日 <small>9 28</small>	支出額	百万 千 円 261360
-------	---	-----	------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所家賃・駐車場代 (8~10月分)	$82,500 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 222,750$ $14,300 \times 3ヶ月 \times 0.9 = 38,610$ × =
----	------------------------	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 25-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	05-07-27	09:40
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ" EI
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300007
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38803	05-08-30	13:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ" EI
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400075
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

うち家賃

¥2,500×3ヶ月

うち馬車場

¥4,300×3ヶ月

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38802	05-09-28	16:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) 認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビツユー・イツ" EI
キソツチヨウ
普通 0798970
カ)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 600004
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年（令和元年）7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺 / (3) 階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商事 代表取締役 張 洋	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
	宅地建物取引士	氏名		氏名
登録番号			登録番号	知事 第 号
業務に従事する事務所名		株式会社 Grant	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号 TEL 03-6659-9256	事務所所在地	TEL

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)	
敷金	金13,000円	
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う		
支払方法	1. 口座振替 2. 振込み	金融機関: ■■■■■■■■■■ 口座番号: ■■■■■■■■■■ 口座名義人: ■■■■■■■■■■ TEL: ■■■■■■■■■■
	3. 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL 090-4590-2797
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中 弘	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 一
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号	
宅地建物 取引士	氏名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED]
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率に変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠

管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいませよう宜しくお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

〈連絡先〉

電話番号 : 03-6659-9256 FAX番号 : 03-6659-9257

E-MAIL (代表) : contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より

三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970

株式会社Grant (グラント)

以上

整理番号 80

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	05 年 07 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">042</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	042
百万	千	円							
	2	042							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: center;">2 5 5 2 × 0.8 = 2 0 4 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客さま名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 05年 07月 25日 次回訪問日 09月 19日 C火 00999 8W
 取引 (現金) 27(才) 2(才)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
*WHIH 吸塵・吸水マットグレー SLA	2	2	1276	2	2552					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	(10%) 2,552	232	2,552

伝票 NO.0001073575

受領サイン

担当者名

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 7月 27日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>162693</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所賃借料 (7.8.9月分)</p>		

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$60,220 \times 0.9 \times 24\text{月} = 108,396$
 $60,330 \times 0.9 = 54,297$
計 162,693

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店舗	欄番
05-07-27	0411	18
お取引種別	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引通番	
**** * ****	0092	
お取引金額	お引出し金額	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
12:34		
ご案内	ご利用手数料	¥220

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付につき郵宮

お取引金額	1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
	100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 *このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店舗	欄番
05-08-27	0411	18
お取引種別	お引出し	
カード番号(口座番号)	取引通番	
**** * ****	0010	
お取引金額	お引出し金額	同支店番号
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
13:45		
ご案内	ご利用手数料	¥330

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付につき郵宮

お取引金額	1万円	5千円	2千円	1千円	5百円
	100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 *このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

記載)

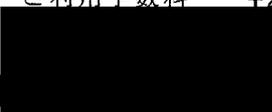
整理番号 -

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	05-09-25	お取引店番	0400	枝番	16
お取引種別	お引出し				
カード番号(同支店番号)	****	取引通番	0002		
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	0129	同支店番号	
残高	08:47				
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号			

ご案内
お受取人  手数料 ¥220

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

付につき手都宮
* * * * *

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	小島南事務所			
	所在地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7		家屋番号 1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種類	事務所			
	構造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面積	専有	59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280m ²
物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX	(氏名)	XXXXXXXXXX	
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管理費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金	(賃料のヶ月分) 円	共益費	(月額) 円 (消費税) 円	
	保証金	円 (3.3m ² 当たり)	看板使用料等 雑費	(月額) 円 (消費税) 円	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更新料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付属施設料	(月額) 円 (消費税) 円	
	火災等保険料	実費			
	契約期間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の3年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	持参先 (住所) (氏名)			
	振込先	XXXXXXXXXX 銀行 XXXXXXXXXX 支店	振込金額合計 (振込料はこの負担とする。)	金60,000円	
	口座No.	XXXXXXXXXX			
(フリガナ) XXXXXXXXXX 口座名義人 XXXXXXXXXX					
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ)	〒			〒	
住 所				〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7	
電 話 番 号				TEL/FAX 0495-21-2542	
(フリガナ)					
氏 名				飯 塚 俊 彦	
(フリガナ)	〒			〒	
連帯保証人・丙	(住所)			(住所)	
	(氏名)		印	(氏名)	印
	(電話番号)			(電話番号)	
媒 介 業 者			媒 介 業 者		
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号		
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地		
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号		
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印	
電 話	0495-21-1155		電 話		
F A X	0495-22-6304		F A X		
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)		
登 録 番 号		号	登 録 番 号	() 第	号
氏 名			氏 名		印

整理番号			2	0
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td><td></td><td>7</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>7</td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		7	月		2	7	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>6</td><td>8</td><td>8</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万		千		円		1	3	7	6	8	8
	5	年		7	月		2	7	日																
百万		千		円																					
	1	3	7	6	8	8																			

使途	<p>事務所費 賃借料 (8月分)</p> <p style="text-align: right;">172,110 × 0.8 = 137,688</p>
----	---

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</div>	埼玉県議会自由民主党議員団
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
_____ [振込手数料]	
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

整理番号 20 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

05-07-27 . 送金
 05-07-27 . 手数料
 *172,000 ATM U.アカイワフト
 *110

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。  **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	05-07-27	11:06	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥172,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認
(1万円)	(5千円)	(1千円)	証
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
 お受取人 埼玉りそな銀行
 蕨支店
 普通 0005992
 U.アカイワフトウサソ様
 登録番号 0001
 ホヤタケツセイムカットウツムツヨ様
 電話番号 XXXXXXXXXX
 取扱番号 270003

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

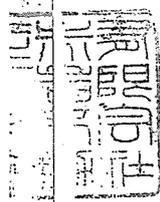
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

契 約 書

ゴールドハイツ 102号

令和5年7月 1日から

令和8年6月30日まで



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蕨 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし	
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円	
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)	
償 却				
その他の条件				
貸与する鍵	鍵No. 本 数	[REDACTED]	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで		
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頁書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頁書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 有限会社赤岩不動産
	住所 蕨市中央1-25-6

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL

「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
---	--------------

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
----------------------	------------------------------

管理担当者	氏名
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頁書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	1,720,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

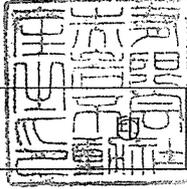
頁書(8) 更新に関する事項

更新料1か月分 事務手数料4分の1+消費税

頁書(9) 特約事項

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL	
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常光	代表者の氏名	印
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	
	登録番号	([REDACTED])号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社赤岩不動産 蕨市中央1-25-6 048-431-2325	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることのできない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、金に補填するものとする。

甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

乙は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金)

第10条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示しなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約)

第11条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡又は転貸してはならない。

禁止又は制限される行為)

第12条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 〇ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

騒音等の迷惑行為を行うこと

第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと
により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号
掲げる行為を行ってはならない。
階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

5の管理義務)

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場
その事項を遵守しなければならない。
契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良な
管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直
に甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用
乙の負担とする。
乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

6の約期間中の修繕)

条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要
する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修
繕については甲が負担するものとする。
前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければなら
ない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議
するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正
当理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する
費用は、第1項に準ずるものとする。
乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う
ことができる。
電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
その他費用が軽微な修繕

7の解除)

甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行
を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除すること
ができる。
乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
乙は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該
義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本
契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙
第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
その他乙が本契約の各条項に違反したとき

銀行取引の停止

破産手続きの開始

民事再生手続きの開始

会社更生手続きの開始

特別清算手続きの開始

又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずし本契約を解除することができる。

第7条の確約に反する事実が判明したとき

契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げるものを行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

からの解約)

乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めにべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。このにおいて、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

し)

乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

時の原状回復)

本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化等、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

い事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

立入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

頭書(6)に記載した管理業者の変更

の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

連帯保証人の死亡又は解散

連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合に遅滞損害金を支払うものとする。

債務の担保)

本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限とする

丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

乙の財産及び収支の状況

本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

本書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で意図した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

ロ)

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとす

リ)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合も法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

その他の事項及び特約事項)

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとする。

重要事項説明書 [事業用建物賃借]

令和 5 年 6 月 30 日

業

不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容です。十分理解されるようお願いいたします。
 には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
事務所の所在地・TEL 又は名称 代表者の氏名	横浜市中央1丁目25番6号 048-431-2325 株式会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光 印	主たる事務所の所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	
免許証番号	埼玉県知事(10)第10971号	免許証番号	() 第 号
年月日	平成 30 年 12 月 25 日	免許年月日	平成 年 月 日
名	[REDACTED]	氏名	印
登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
従事する事務所の名称 事務所所在地・TEL	株式会社 赤岩不動産 横浜市中央1丁目25番6号 048-431-2325	業務に従事する事務所名称 事務所所在地・TEL	
宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

表示

の住所・氏名	住所	巖市中央1丁目25番6号	
	氏名	有限会社 赤岩不動産	431 TEL 2325

表示

称	ゴールドハイツ 巖			階 102 号室
地	(住居表示)	巖市中央 3-17-23		
	(登記簿)	巖市中央 三丁目 4356番 5		
途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 店舗事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> ()			
造	鉄筋コンクリート /		/ 5 階建	
類	<input checked="" type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> ビル・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()		新築年月	昭和60年4月
積	50.15 m ² (登記簿面積 m ²)	備考		
属設	なし			

象となる建物に直接関係する事項

記録に記録された事項等(令和 5 年 5 月 7 日現在)

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

住 所	巖市中央1丁目25番6号		
氏 名	有限会社 赤岩不動産		
有権にかかる 引に関する事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()		
有権以外の 引に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()		
人と貸主が	<input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>		

法令に基づく制限の概要等

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市整備基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
限の内容				
物の存する	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	市街化地域
		区域区分	外	
		用途地域	近隣商業地域	
<input type="checkbox"/> 資料参照	都市計画制限	<input checked="" type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 制限あり		
考	中央第一地区 地区計画			

事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合、法的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における
該建物の所在地

ザードの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無 （照会先： ）
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称： <input type="checkbox"/> 無 （照会先： ）
	高潮	<input type="checkbox"/> 有 図面名称： <input checked="" type="checkbox"/> 無 （照会先： ）
ザードにおける物のE地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。	
考		

勿建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

別記の石綿使用調査結果の記録に関する事項

調査結果の有無	石綿使用調査の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ）<input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）<input type="checkbox"/>施工会社（ ）</p> <p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 （石綿の使用が有る場合）石綿が使用されている箇所
考	

の耐震診断に関する事項

所の有無	耐震診断の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ）<input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）</p> <p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/>指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
考	

建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説

明通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 引に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
 引に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

状況調査の実施の有無 に実施し 合※	<p><input type="checkbox"/>有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照） <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>【照会先】 <input type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ）<input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）</p>
考	

状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

④用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

水	用水	蕨市 / [メーター] 専用 048-432-5329
電	気	□小売電気事業者: 東京電力 (住所) _____ (電話) 0120-995-441 [容量] _____ アンペア / [メーター]
ガ	ス	□ガス会社: 東京ガス (住所) _____ (電話) 048-432-5242 / [メーター]
排	水	下水道 (本水洗)
	考	

物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

	所	
イ	レ	有 / / [ユニットバスの場合]
	室	無 /
ヤ	ワ	無 / [設置場所]
面	所	無 / [ユニットバスの場合]
湯		無 / [設置場所] / 使用
ン	ロ	無 /
ア	コ	無 / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
明	器	無 / . . .
話	設	可 / ケ所
ン	タ	無 / ケ所
聴	設	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
レ	バ	有 / / 基
車	場	無 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
輪	場	有 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円) 高橋肉店申込み
用	庭	無 / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
	考	

消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

【引条件に関する事項

質・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

4	月額 172,000円 〔別途消費税等相当額 円〕	管理費 (共益費)	月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕	敷金	150,000円 〔賃料 ヵ月分〕
5	0円 〔賃料 ヵ月分〕	家財 保険料	借主任意 円	附属 施設料	なし 月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕 なし
1	円	敷金	150,000円		円

の支払時期 翌月分を毎月末日までに 賃料等の支払方法 持参 振込 口座引落

【】の解除に関する事項

4を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除される場合があります。

5は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

6が、別添契約書(案)第(11)条に該当したとき、契約を解除される場合があります。

※契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

賠償額の予定又は違約金に関する事項

無・固有()才10条参照

金又は預り金の保全措置の概要

講ずるかどうが 講じません。 講じます。(保全措置を行う機関:)

の種類・期間・更新等に関する事項

類	一般借家契約
間	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで (3年6月間)
件の 時期	令和5年7月1日
新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできません)。 <input type="checkbox"/>
考	

定期借家契約の場合

貸借契約	事業用
の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	<input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるため、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
[中途解約権について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。	

用途その他の利用の制限に関する事項

制限	店舗（物販）専用（ ） 事務所（ ）
の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書（案）第 8 条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め（ ） <input type="checkbox"/>

金・保証金等の清算に関する事項

第6条(A) 参照

管理の委託先

対象物件が区分物の場合、その一棟の管理の	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	Tel. _____
が取引対象部 理を委託して 合、その委託	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	Tel. _____
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業者登録規程」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

敷地が借地の場合（該当する・しない）

期限	令和	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 中興第一地区 地区計画の概要	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

1. 前借主の現況で引き継いだので 過去時内装は、そのままとする。その他の損害と与えた箇所は 修復するものとする。
2. エアコン、自動ドアは 残置物なので 借主にて 修理 交換することとなります。
3. 飲食店は不可です。
4. 看板取付の際、管理組合の承認が必要です。

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

印

整理番号			66
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 5年 9月 28日 (7/28、8/28、)	支出額 百万 千 円 2 7 0 5 9 4
------------------------------------	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所賃貸料 3ヶ月 (7, 8, 9月分)	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
--	-------------------------

領収書等貼付欄
 横川雅也 事務所1か月分100,220円 (220円手数料) × 3ヶ月 × 9/10 = 270,594

13				
14	05-07-28	送金	*100,220	
15				
16				
17				
18				
19	05-08-28	送金	*100,220	
20				
21				
22	05-09-28	送金	*100,220	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

66-4

振込口座

金融機関名: [REDACTED]

普通預金: NO. [REDACTED]

口座名義人: [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

[Redacted Name]

賃借人

[Redacted Name]

横川 雅也

整理番号 6 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 (7)事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 5 年 7 月 28 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1087</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	1087
百万	千	円							
	2	1087							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">駐 車 場 代 (R5. 7月 9月分)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

別紙代

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(7.810 \times 3月) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2023年07月28日～2023年07月31日 照会件数：3件

2023年08月02日 10時19分40秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年07月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	

全件数：3件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2023年08月28日～2023年08月28日 照会件数：4件

2023年09月05日 10時07分35秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年08月28日	7,810円		R K S (ダイワ	

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
			フドウサ	

全件数：4件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2023年09月28日～2023年09月28日 照会件数：1件

2023年09月30日 15時24分03秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年09月28日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ)	■■■■■

全件数：1件

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

私は、下記物件の原賃貸借契約を本書記載の通りの条件によって更新することに合意致します。

—物件の表示—

物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
賃貸人(甲)			
賃借人(乙)	高橋 政雄		
契約期間	2023年2月1日 ~ 2024年1月31日		

—賃料条件—

賃料(月額)	7,700 円(税込)		
敷金	6,000 円		

※消費税率の改定があった場合は、その時点の税率を適用致します。

—車種名他—

車種	ナンバー	色
【入力見本】 トヨタ ●● 大宮 ■■■ あ ■■■■ シルバー		※一行に入力ください

上記の通り、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々署名捺印の上各1通を保有するものとする。

尚、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

また、原契約に連帯保証人が付されている場合は、原契約書に基づき本契約上の乙の金銭債務、遵守義務、本物件返還義務、修繕義務等、本契約に基づく乙の甲に対する債務につき、乙と連帯して履行の責を負う。又、本契約が終了しようとも、本契約に基づく債務一切を免れることはできない。

甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1		
	氏名	株式会社大和不動産		
賃借人(乙)	住所			
	氏名	高橋 政雄		
	生年月日	1952/01/01	TEL	048-874-8434
			携帯電話	
	勤務先	埼玉県議会議員	勤務先TEL	048-873-4244
仲介業者	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号		
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1		
		エイベックスタワー浦和中央館202		
	商号	株式会社大和不動産		
	代表者	小山 陽一郎		
	宅地建物取引士			

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例：電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
---	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="28"/> 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $11,000 \times 0.9 = 9,900$ -)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所ガードシステム費</p>
支 出 先	<p style="font-size: large;">綜合警備保障株式会社 埼玉西支店</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 65 - 1

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

請求書番号：20230607006411

1 / 1

〒359-0037

請求書作成年月日 2023年 06月 07日

埼玉県所沢市くすのき台1丁目1番10号 第二ビル7階

総合警備保障株式会社
埼玉西支社



毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させていただきますので、振替期日までにご口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2023年 07月 28日

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)	
001 2023/08月度A.L.S.O.Kガードシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%		
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000	
お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます。)				今回ご請求金額	10,000	1,000	11,000

前回ご請求額 ご入金額 今回ご請求額 ご請求額合計

整理番号			24
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 8月 28日 <small>7 28 9 28</small>	支出額	百万 千 円 45090
	※政務活動費を充当した金額を記載		

使 途	事務所 駐車場代	$16,700 \times 0.9 = 15030 \times 34$
-----	----------	---------------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井 弘

05-07-28 .振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)	
		別紙明細	
05-08-28 .振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)	
05-09-28 .振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)	
			[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場	駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃料	金 16,500 円也	内消費税	1,500 円	更新料	ヶ月分（税別）	
敷金	金 円也	保証金	円	礼金	円	
契約車	車種	社用車	色	登録番号		
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄					
賃貸人	を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。					

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
- 本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17
 氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256
 勤務先名 _____ TEL _____
 勤務先住所 _____
 緊急時連絡先住所 [REDACTED]
 緊急時連絡先氏名 松井 弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [REDACTED]
 宅地建物取引士 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所

(以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、次のとおり合意した。

名称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1		
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2022年 9 月 29 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	朝霞市本町3-4-17		
	氏名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
緊急時連絡先	住所	[REDACTED]		
	氏名	松井弘	借主との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED]

P8501

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="07"/> 月 <input type="text" value="28"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="1"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="99"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="980"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="99"/>	<input type="text" value="980"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="99"/>	<input type="text" value="980"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>8/31、9/29</p> <p style="text-align: right;">按分した場合の積算方法 222200*0.9=199980</p> <p style="text-align: center;">事務所賃料7月、8月、9月、10月分 管理費含む</p>
-----	--

領収書等貼付欄

詳細別紙添付

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

46-1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6	05-07-28 送金	● *55,000	ATM 1)アキアショウ	
7	05-07-28 手数料	*440		
8				
9	05-08-31 送金	● *55,660	1)アキアショウシ	
10				
11	05-09-29 送金	● *55,660	1)アキアショウシ	
12	05-09-29 送金	● *55,000	ATM 1)アキアショウ	
13	05-09-29 手数料	*440		
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

4

松澤正

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟		2 階 202 号室
		区画番号()		
	所在地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸		
種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月	
面 積	41.42 m ²			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

治活動 (松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. XXXXXXXXXX	本 数	本 本 本
賃料等の支払時期			
翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所在地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451

「貸貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
---	--------------

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
----------------------	------------------------------

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社 秋谷商事	TEL 048-982-5451
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
乙・借主	氏名 松澤 正	TEL
	住所 埼玉県吉川市中野100番地3	
丙・ 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額 円	

		A	B
宅 地 建 物 取 引	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 秋谷 撤旗	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号 大臣知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号		登 録 番 号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社 秋谷商事	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 911 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年7月28日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9680</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		9680	
百万	千	円							
	9680								

<p>使 途</p>	<p>事務所駐車場代(8月分)</p> <p>12100円 × 8/10 = 9680円</p>	<p>政務活動に使用する割合が 8/10以上であるため</p>
------------	--	---------------------------------

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50641	05-07-28	09:05
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		↓ C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書
※ 領収書
(別紙)

すること。

お振込明細またはご案内	
お受取人	埼玉りそな銀行 南越谷支店 普通 1442614 フツカイステート(カ様)
ご依頼人	アサイアキラ セイムカット ヲツ ムツヨ様
電話番号	048-962-5777
取扱番号	280004
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各々月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 XXXXXXXXXX No. XXXXXXXXXX
口座名義人 XXXXXXXXXX

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各々通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 文化エステート株式会社
 氏名 代表取締役 中山 寧子
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 浅井 明
 電話 048-962-5227

整理番号			80
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
※政務活動費を充当した金額を記載			

使途	家賃 8月分 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上である $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領収書

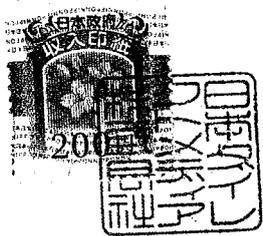
No. 895
領収日 2023年07月29日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年8月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0879 埼玉県さいたま市東区日進町2-789
 株式会社 日本ダイレクトメディア
 日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2023年07月29日

請求書番号 : 895

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク  株式会社
 〒331-0823
 埼玉県 さいたま市 桜区 桜木 2-789
 みらい日進
 電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
46,297円	3,703円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年8月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 66

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 7 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>駐車場賃借料(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: large;">領 収 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="font-size: large; margin-top: 20px;">小川 ただし 事務所様</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">2023年 7月 29日</p> <p style="font-size: large; margin-top: 10px;">★ 18,000 -</p> <p style="font-size: large; margin-top: 10px;">但 8月分</p> <p style="font-size: large; margin-top: 10px;">上記正に領収いたしました</p>	
<p>内 訳</p> <p>税抜金額 _____</p> <p>消費税額等(%) _____</p>	
<p>※領収書の記載事項(④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借			
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目	雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3		
賃 料 等	賃 料	月額 1区画につき 6,000 円		
	保 証 金			

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号				15
------	--	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>7</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>3</td><td>1</td></tr> </table> 日		5		7	3	1	5年 8月 31日 5年 9月 29日						
	5													
	7													
3	1													
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 百万 千 円									2	4	3	0	0
	2	4	3	0	0									
	※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円×0.9×3ヵ月=243,000円)													
使 途	8月分、9月分、10月分 事務所賃借料													
支 出 先	大和リビング株式会社													

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

<頭書>

(1) 物件の表示	名称・登録番号 所在地 間取り 構造 建築年月 賃貸人(甲) 賃借人(乙)	コスモス 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6 2LDK 軽量鉄骨造 2023年03月 大和リビレッジ株式会社 宇田川 幸夫	2階 202号室
(2) 当事者の表示	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間	
(3) 賃料等、支払条件	賃料 共益費 月額合計 更新料 礼金 一時金	¥90,000- ¥5,000- ¥95,000- 更新時新賃料の1ヶ月相当分 ¥225,000- ¥55,000-	金融機関 店名 預金種別 口座番号 フリガナ 口座名義人 支払方法 支払期限 滞り延滞料 日割定率 1ヶ月を暦日とする
(4) 特約・特記事項	管又連 理は特 先 電 話 運 送 先	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 048-999-7180 グリーンダイヤル 0120-200-350 (ダイヤリビレッジセンター)	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照

契約締結日 西暦 年 月 日

第1行番号: [Barcode]

賃借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビレッジ株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	※取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ダイヤル 1階 八潮営業所
賃借人(乙)	個人 住 所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ 宇田川 幸夫 氏名 宇田川 幸夫 メールアドレス	携帯電話 [Redacted] 固定電話 [Redacted]
法人	所在地 〒 [Redacted] 社名 [Redacted] 書類送付先 [Redacted] 担当部署 [Redacted]	電話 () () FAX () () 電話 () () FAX () ()
借主	氏名 [Redacted] 続柄 [Redacted] 生年月日 [Redacted] 性別 [Redacted] フリガナ 宇田川 幸夫 本人 1978年11月27日(44才) 男・女 住所 [Redacted] 所在地 [Redacted] 電 [Redacted]	勤務先及び連絡先 勤務先 [Redacted] 所在地 [Redacted] 電 [Redacted]
保証会社	住 所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門フリーストビル 2階 フリガナ [Redacted] 氏名 株式会社ソトラス 固定電話 03-5213-0250	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話 () ()
緊急連絡先	住 所 [Redacted] フリガナ [Redacted] 氏名 [Redacted] 固定電話 () ()	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話 [Redacted]
媒介	媒介	媒介

※各建築費等には要保証項目：免許番号、住所、会社名、代表者名、電話番号、宅地建物取引士登録番号、氏名

大和リビング株式会社 様式JBBB 230A

整理番号			16
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> 5年 8月31日 5年 9月29日 </div>		5	年		7	月	3	1	日
	5	年		7	月	3	1	日		
支出額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> 百万 千 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円×2台×3ヵ月×0.9=47,520円) </div>			4	7	5	2	0	円	
		4	7	5	2	0	円			
使 途	8月分、9月分、10月分 事務所駐車場代									
支 出 先	大和リビング株式会社									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

6-1

〈頭書〉

(1) 物件の表示	駐車場名 ユコス 駐車場	所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	区画番号(1)	区画番号(2)
(2) 駐車車両	車名(1) 自動車登録番号 又は車両番号	車体の色 排気量	車名(2) 自動車登録番号 又は車両番号	車体の色 排気量
(3) 当事者の表示	賃借人(甲) 賃借人(乙)	***** *****	***** *****	***** *****
(4) 期間	車名(1)の車両使用期間 契約期間	車名(2)の車両使用者	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間	
(5) 賃料等・支払条件	駐車料 ¥9,800-	金租機関 店名	***** *****	
(6) 延滞額	***** *****	預金種別 口座番号	***** *****	
(7) 管理は先	***** *****	フリガナ 口座名義人	***** *****	
(8) 特約・特記事項	***** *****			

契約締結日
西暦 年 月 日
印
印

賃借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライン 1階 八潮営業所	印
賃借人(乙)	住所 〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6ユコス 202号室	フリガナ 氏名 〒 〒 〒	印
賃借人の概要	個人 氏名 宇田川 幸夫 勤務先 住所 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所	生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男)・女 電話番号 その他連絡先 電話番号 その他連絡先	印
保証会社	住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門フリーストビル 2階 フリガナ 氏名 固定電話番号 03-5213-0250	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話番号 () 乙との続柄	印
緊急連絡先	住所 フリガナ 氏名 固定電話番号	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話番号	印
媒介	住所 フリガナ 氏名 固定電話番号	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話番号	印
媒介	住所 フリガナ 氏名 固定電話番号	生年月日 西暦 年 月 日 乙との続柄 携帯電話番号	印

整理番号			57
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦ 事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>8</td> <td>月</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>日</td> </tr> </table> (7/31)	5	年	8	月	3	1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>8196</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		3	8196
5	年	8	月	3	1	日										
百万	千	円														
	3	8196														

使 途	駐車場賃貸料 2ヶ月 (7, 8月分) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄 横川雅也	(株)松堀不動産 21,220円 (手数料220円) 2カ月分×9/10=38,196円
-----------------	---

13			
14			
15			
16	05-07-31	.送金	*21,220 か)マツホリフトウサ
17			
18			
19			
20			
21	05-08-31	.送金	*21,220 か)マツホリフトウサ

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

572

駐車場（自動車保管場所）契約書 新規
【法人用】

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場		第 [] 号
車種	軽自動車 その他	色	車番 []
賃料	月額 7,000 円 (税込) × 3 台 ※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台		
賃料等 支払方法	支払期日： 毎月 末 日 支払方法： 振込入金 にて支払う 振込先： []		
契約 期間	西暦 2021年9月1日 より 西暦 2023年8月31日 まで 満 2年間 (期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる)		
車庫証明書等 の 発行手数料	1台.1か所.1回につき 3,300円 (税込)		

上記に基づき賃貸人を甲、賃借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万一1か月なりとも滞納する場合は、甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害または火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わないものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、随時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車輛等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメルマガ配信・お客様との連絡目的としてのみ使用する。

57-3

特約条項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日（15日もしくは月末日）の1か月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021 年 9 月 1 日

賃貸人（甲）住所 〒 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

代理人住所 〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号

株式会社 松堀不動産

代表取締役 堀越 宏一

賃借人（乙）住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

法人名/代表者名 横川雅也事務所 県政調査室

TEL (0493)77-5050 FAX

FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名 [REDACTED] 役職 事務員

メールアドレス [REDACTED] @

緊急連絡先 住所 〒 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

氏名 横川雅也事務所 県政調査室 続柄

自宅TEL TEL (0493)77-5050 携帯TEL

FAX (0493)77-1000

仲介会社

国土交通大臣免許（2）第8828号

埼玉県東松山市箭弓町2-2-12

株式会社 松堀不動産 東松山西口店

代表取締役 堀越 宏一

TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名 /部屋番号		担当印	[REDACTED]
----------------	--	-----	------------

整理番号			2	7
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> 8/31,9/29		5	年		7	月		3	1	日
	5	年		7	月		3	1	日		
支出額	<p style="margin: 0;">百万 千</p> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="margin: 0;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="margin: 0;">(按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</p>		1	0	8	0	0	0	0	円	
	1	0	8	0	0	0	0	円			
使 途	事務所家賃(7~9月分)										
支 出 先	XXXXXXXXXX										

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

27-2

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条 (使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条 (賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条 (賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条 (その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20

氏名 岡地 優

整理番号 46

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 5年 7月 31日</p>	<p>支出額</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">04</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">796</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	04	796
百万	千	円					
1	04	796					

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 建物賃借料(事務所8月份家賃料と駐車場代)

116,440 × 0.9 = 104,796

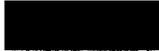
<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38052</td> <td>05-07-31</td> <td>09:53</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥116,000</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お振込明細またはご案内</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>お受取人 [REDACTED]</p> <p>ご依頼人 カネコユクセイムカット"ウツ"ムツヨ様</p> <p>電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p> <p>取扱番号 300148</p> <p style="font-size: x-small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →</p> </div>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	[REDACTED]	*****	取扱店	お取引日	時刻	38052	05-07-31	09:53	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥116,000	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証			お振込明細またはご案内			<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所用8月份家賃料 110,000円</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">駐車場代 6,000円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">別紙明細</p> </div> <p style="font-size: large; font-family: cursive; text-align: center;">440円 [振込手数料]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (番)を付すこと。)</p> </div>
取引銀行	取引店	口座番号																													
0017	[REDACTED]	*****																													
取扱店	お取引日	時刻																													
38052	05-07-31	09:53																													
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																													
振込	¥116,000	¥440																													
お取引後の残高(円)		おつり																													

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認証																															
お振込明細またはご案内																															

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
 下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 金子 靖 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等

名 称	大間事務所			1-2 階
所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3			
	(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3			
種 類	事務所	家屋番号	798番3	
構 造	軽量鉄骨造			/ 2 階建
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約 22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ²
	バルコニー	m ² (約 坪)	(約	坪)
物件の所有者	(住所) [Redacted]			
	(氏名) [Redacted]			

頭書(2) 賃 賃 借 条 件

使用目的	事務所				
賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1 ヶ月分) (金額) 220,000 円		
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)		礼 金	(賃料の 1 ヶ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金		(総額) 円 (うち消費税) 円	
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)			更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1 ヶ月分 (別途消費税)		
雑 費	月額 円(うち消費税 円)		保 証 金 の 償 却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) 円 ・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	
保 險 料	総額 円(うち消費税 円)	契 約 期 間		令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0 ヶ月 0 日間	
保 証 料	円		借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。	
保 証 金	円(3.3㎡当たり) 円)	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限		(住所) [Redacted] (氏名) [Redacted]	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		振込先	[Redacted]	振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 110,000 円
振込先	[Redacted]		口座名義人	[Redacted]	
口座名義人	[Redacted]		口座No.	[Redacted]	
口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月	末 日に乙指定の口座へ振込。				

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. 
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額	6,000 円(うち消費税	円)
備 考			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】


金子 裕太



整理番号 68

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> 5年 7月 31日 8A31日・9A29日 </div>						
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> $87593 \times 3ヶ月 = 262,779$ $262,779 \times \frac{9}{10} = 236,502$ </div> <div style="text-align: right; padding-left: 10px;"> <p>百万 千</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(按分した場合の積算方法)</p>	2	3	6	5	0	2
2	3	6	5	0	2		
使 途	<p style="font-size: large;">家賃・共益費・馬車場料金(7A8A9A分)</p>						
支 出 先	<p style="font-size: large;">(有)村田管理サービス</p>						

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物更新賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	ロイヤルコートムラタ	
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 7階建て	
用途	事務所	
契約面積	1 階部分	59.95 m ²
余白		

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2022年3月19日から	2年 - 月間	
終期	2024年3月18日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10%)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の - ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	-		
駐車料		5,093 円	(内消費税等 463 円・税率 10%)
電気・水道料		5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10%)
賃料等の支払方法	支払時期	翌 毎月 末 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極度額	- 円
-----	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。

(契約の締

第1条 賃

第2条 借

(使用目的

第2条 借

(契約期間

第3条 本

(賃料)

第4条 借

2 1

3 賃

ま

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2022年3月19日(共益費)

貸主 住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳洋 電話番号 ()

第5条 借

7

2 前

3 1

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 電話番号 048 (872) 1255

4 賃

を

(保証金ま

第6条 借

連帯保証人 住所
氏名 電話番号 ()

全

2 賃

3 賃

極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19084 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5丁目 事務所所在地
商号 株式会社 グッドステイ 号
代表者等 益子 賢治 代表者等 ⑩
登録番号 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士 ⑩

4 借

5

5 借

6 借

6

7

8

9

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

19 日(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

55 (保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

(内
第14

(修
第15

借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一音
第2)

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期限
第2)

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯
第3C

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

(財
第3

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

(協
第3

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

(特
第3

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

整理番号			62
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>年</td> <td>7</td> <td>月</td> <td>31</td> <td>日</td> </tr> </table>	5	年	7	月	31	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>36</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		百万		千		円			36	0	0	0
5	年	7	月	31	日																
	百万		千		円																
		36	0	0	0																

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	セキユリティ代 (R5. 7A. 8月分)
-----	-----------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(20,000 \times 2A) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が $9/10$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2023年07月28日～2023年07月31日 照会件数：3件

2023年08月02日 10時19分40秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■				■■■■
2023年07月31日	20,000円		セコム	■■■■

全件数：3件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2023年08月31日～2023年08月31日 照会件数：2件

2023年09月05日 10時10分39秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■				■■■■
2023年08月31日	20,000円		セコム	■■■■

全件数：2件

整理番号 67

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 7 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	2	896
百万	千	円							
1	2	896							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃借料(8月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
39842	05-07-31	11:54			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥135,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳		認証			
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨) (紙幣)			
お振込明細またはご案内		電信			
お受取人	サイタマケツソッキン セカット 普通 8289798 ファイフイステート(カ様) 登録番号 0005 オカワタタツ セイムカットウツムソヨ様				
ご依頼人	電話番号	[Redacted]			
	取扱番号	400591			

※領収書(別)

【振込手数料】

使用すること。

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、赤字に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

Table with columns: 免許番号, 免許年月, 主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者, 登記簿上の所在地・名称・代表者, 建物取引士氏名, 氏名, 登録番号, 説明をする宅地建物取引士氏名, 説明をする宅地建物取引士事務所名称・所在地・電話番号・代表者

Table with columns: 所在地, 名称, 種類, 構造, 築年, 築月, 床面積, 交通, 貸主氏名, 住所, 管理の委託先, 登記簿に記載された事項

Table with columns: 所有人名義人氏名, 住所, 甲区所有権に関する事項, 乙区所有権以外の権利に関する事項

Table with columns: 設備状況等, 水道, 電気, ガス, 排水, 台所専用, トイレ専用, 浴室, 給湯, 有(残置物扱い)

- 4. 法令に基づく制限の概要
5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
6. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か
7. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスペストの調査に関して(やっていない)
9. 耐震診断について
10. 契約の種類及び期間
11. 賃貸条件

Table with columns: 種類, 期間, 賃料, 共益費・管理費, 支払時期・方法, 礼金, 敷金, 更新に関する事項, 敷金等の精算に関する事項, 用途制限, 利用制限

Table with columns: 13. 契約の解除に関する事項, 14. 建物完成時の形状・構造等, 15. 支払金または預かり金の保全措置の概要, 16. 金銭貸借のあつせん, 17. 供託所等に關する説明, 18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 185,000円を支払うことを承諾しました。

令和4年2月12日 印 氏名 住所

整理番号 61

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 7 月 31 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">099</td> </tr> </table>	百万	千	円	9	9	099
百万	千	円							
9	9	099							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>豊岡事務所、水道設置工事 $(工事代金110000 + 振込手数料110) \times 0.9 = 99099$</p>
----	--

政務活動に使用する割合が9/10以上である為

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
58341	05-07-31	09:38
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		（優）認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
 埼玉りそな銀行
 入間支店
 当座 0112757
 川口イビケン様

ご振込人
 マツモトヨウアキセイムカツムツムヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
 取扱番号 310001

*印紙税を納付しない場合は*領で済みます。 →

(有) 井比建築
 豊岡事務所 水道設置工事にて

いこと。
 りない場合は、別紙を使用すること。
 を付すこと。)

松本義明政務活動事務所

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和 5年 7月 吉日
T9030002034836

松本義明政務活動事務所（豊岡）様

御 請 求 書

工事件名 水道設置工事

御請求金額 ￥110,000

《お振込先》
埼玉のぞな銀行 入間支店
店番 497 当座 0112757
有限会社 井比建築

有限会社 井比建築

代表取締役 井比道生

〒358-0014 埼玉県入間市富寺 975 番地

電話

04-2934-6976

携帯

090-8640-9856



内訳明細

名 称	数量	呼称	単 価	金 額	摘要
1 水道設置工事					
2 給排水配管工事	1	式		35 000	
3 洗面化粧台	1	台		45 000	
4 取付工事				25 000	
5 【小計】				100 000	
6					
7 【消費税】	10	%		10 000	
8					
9 【工事合計金額】				110 000	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

整理番号 81

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年7月23/9日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>244177</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>豊岡事務所家賃として(令和5年8月分、9月分、10月分まとめて)</p> <p>家賃+駐車場+振込手数料(80000+10000+90000/91000×440=90436)</p> <p>90436×3ヵ月=271308×0.9=244177</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
58341	05-07-31	09:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
(使) G 認証		

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号 400162

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

しいこと。
りない持
を付すこ

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
58342	05-08-31	09:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
(使) G 認証		

お振込明細またはご案内 電信

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号 300025

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 81 - 1

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

※号には、枝番を記入すること。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49742	05-09-29	13:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥91,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認証
万円	千円	千円

振込金額 91,000円の内
1,000円は水道料金
(水道料金は事務費に計上)

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX 電信

登録番号 0004

ご依頼人 マツモトヨツアセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき滞和
取扱番号 400129 *事務管承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2カ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	礼 金	80,000円 (賃料1カ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額			円

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 狭山台	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川敏夫	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号	大臣知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted] 印	氏名	
	登録番号	[Redacted]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 82

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 5年 7月 31日 9月 19日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 135198 </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千 円</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	-------------------------

<p>使 途</p>	<p>宮寺事務所家賃として(8月分、9月分、10月分まとめて)</p> <p>家賃1か月50000×0.9=45000 (3ヶ月分)</p> <p>振込手数料1回110×0.9=99 (2回分)</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上である為</p>
------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
58341	05-07-31	09:38
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		*****
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使 認 証
お振込明細またはご案内		電 信
お受取人 XXXXXXXXXX		
登録番号 0005		
ご依頼人 マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様		
電話番号 XXXXXXXXXX	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号 310003	*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →	

いこと、
りない
)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻
58342	05-08-31	09:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
*****		*****
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使 認 証
お振込明細またはご案内		電 信
お受取人 XXXXXXXXXX		
登録番号 0005		
ご依頼人 マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様		
電話番号 XXXXXXXXXX	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号 310003	*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 82 - 1

キャッシュサービスご利用明細

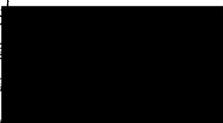
毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

：号には、枝番を記入すること。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49742	05-09-29	13:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		(使) C 認証
万円	千円	千円
		円

お振込明細またはご案内 電信



登録番号 0005

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号 

取扱番号 290001

印紙税申告納
付につき浦和
* * * * *
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

店舗賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 杉本孝義 との間に、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在地 埼玉県阿部市宮崎一丁目
構造 木造 二階建のうち一階
床面積 16.5 平方メートル (駐車場三台、犬前打付含む)

第二条 賃貸借の期間は令和五年六月一日から令和九年五月三十一日までの四年間とします。

第三条 賃料は毎月金 五万 円也とし、賃借人は毎月月末日までに翌月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができずものとします。

第四条 賃貸人は敷金として金 〇 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 賃借人は本件店舗において、[redacted] 以外の営業を営んではならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条 賃借人は本件店舗を使用の目的に於て、建物の模様替えをすることができません。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、取手の主要部分に変更を加える場合は、図面を添付した変更計画書を賃貸人に提出して、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならないものとします。

第七条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができず、

- 一、 毎月分以上賃料の支払いを怠つたとき、
- 二、 賃料の支払いをしないまま遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき、
- 三、 本件店舗の一部または全部につき、書面に賃貸人の書面による承諾を受けずに、賃借物の譲渡、転賃またはこれらに準ずる行為をしたとき、
- 四、 その他本契約に違反したとき、

第八条 賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条 賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明渡しをするときは、賃貸借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをするものとします。

第十条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各持過を所持します。

令和五年五月三十一日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 杉本孝義

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="7"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6396</td> </tr> </table>	百万	千	円		3	6396
百万	千	円							
	3	6396							
使途	<p>8/31、9/26、9/29(7月分として) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">40440*0.9=36396</p> <p style="text-align: center;">事務所駐車場代(2台)7月、8月、9月、10月分 (来客1、職員1)</p>								

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員 榎</p>	<p>領収書等詳細別紙添付</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年7月1日から 令和6年6月30日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	令和5年7月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %		
------------	--------------------------------------	--	--

支払期限： 毎月 日までに 当月分・ 翌月分 を支払う

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替	金融機関 [REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込み	口座番号 [REDACTED] 口座名義 [REDACTED] TEL: [REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先:

頭書(5) 貸主及び管理者

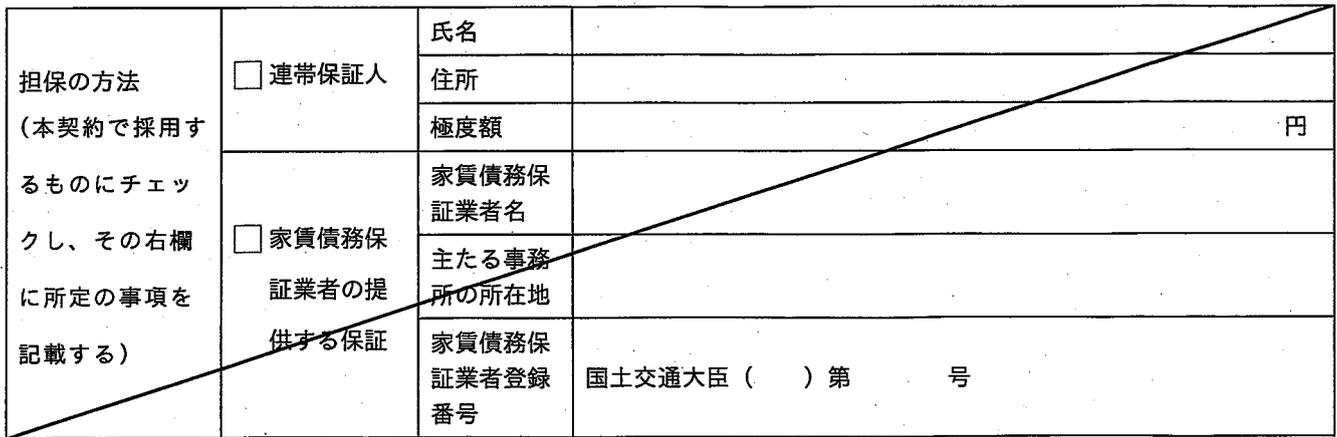
貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
	適格請求書発行事業者の登録を受けている場合はその番号

管理者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	

頭書(7) 更新に関する事項

--

頭書(8) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			

乙・借主	氏名	松澤 正	TEL	
	住所	埼玉県吉川市中野100-3		

丙・連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額			

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領収証	松澤 正 様 No.	金額	710000						
但 駿車湯代 8月分		R5年 7月 21日 上記正に領収いたしました							
内訳		[Redacted]							
現金		[Redacted]							
小切手		/							
手形		/							
消費税額 (%)		[Redacted]							
		収入印紙							

領収証	松澤 正 様 No.	金額	710000						
但 駿車湯代 9月分		R5年 8月 31日 上記正に領収いたしました							
内訳		[Redacted]							
現金		/							
小切手		/							
手形		/							
消費税額 (%)		[Redacted]							
		収入印紙							

整理番号 48 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領収証 松澤正 様 No. _____

金額										
			7	1	0	0	0	0		

但 駐車場代 10月分
R5年 9月 26日 上記正に領収いたしました

内訳
 現金 _____
 小切手 _____ /
 手形 _____ /
 消費税額 (%) _____

収入印紙



キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (RESONA)
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50703	05-09-29	11:48
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

お振込明細またはご案内
 登録番号 0002

マツサワタツセイムカットウツムリ様

電話番号 048-982-8172
 取扱番号 400203

印紙税申告納付済
 付印済
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号			57
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 7月 31日	支出額	百万 千 円 3 4 6
			※政務活動費を充当した金額を記載 $385 \times 0.9 = 346.5$
使 途	備品(レンタルマット)		政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため

領収書等貼付欄

領収書

2023年07月31日 12:17 No.2244615

新井一徳県政調査事務所
 顧問先番号
 住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20230731
 番号: 011-00
 設置場所:
 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
 下記の通り要領致します。

ユニオンネット阪UNHS
 1 @350 ￥350

小計: ￥350
 消費税: ￥35
合計: ￥385

備考:
 *お知らせ「夏休み」の為、
 配達曜日が多少変更になりますので
 宜しくお願致します。

株式会社クリーン・エフ
 顧問先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
 TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 曜日: 0
 集金日: 0
 ルート: C1105



次回ルート: C1105
 営業担当:
 配達担当:
 URL: http://www.cl more.ne.jp

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			60
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5年7月31日、8月31日、9月29日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">91500</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円×9/10×3ヶ月=391.500円)</p>	百万	千	3	91500
百万	千				
3	91500				
使 途	8, 9, 10月分事務所賃借料				
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ¥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ¥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

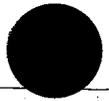
令和5年6月30日

賃貸人(甲)住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

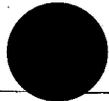


賃借人(乙)住所

[Redacted]

氏名

新井一徳



本籍地

[Redacted]

勤務先

[Redacted]

電話番号

048(594)1600